

北名古屋市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和4年3月1日

北名古屋市監査委員 大 野 眞 一

北名古屋市監査委員 桂 川 将 典

定例監査の結果について

1 監査の対象及び実施期間

生涯学習課

対象期間 令和3年4月1日から令和3年12月24日までの所管事務

実施期間 令和3年11月29日から令和3年12月24日まで

2 監査の概要

所管事務の執行について、監査資料及び関係書類等の提出を求め審査し、関係職員から説明を聴き、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

3 監査の結果等

監査を実施した結果、所管の事務事業の執行処理状況については、概ね適正に行われていると認められた。なお、一部において是正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。

生涯学習課の事務事業の内容及び監査の結果については、次のとおりである。

＜生涯学習課＞

主な所管事務は、社会教育委員、青少年及び成人教育の振興、家庭教育の推進、児童生徒の放課後又は学校休業日の学習その他の活動、社会教育関係団体、社会教育資料の刊行及び配布、芸術及び文化の振興、ユネスコ活動、公民館、図書館、歴史民俗資料館、文化勤労会館、視聴覚教育、保養施設、文化財保護審議会、文化財

の調査、保存及び保護、文化関係団体の育成、市史等編さんに関する事務である。

(1) 契約事務について

文化勤労会館舞台管理業務において、操作・保守管理を行う常駐者は、保有資格及び経験年数の条件を定めて契約しているため、その条件を確認すること。

(2) 庶務事務について

宿泊を伴う旅費の出張伺いと復命書に、一部記載漏れがあった。

(3) その他

歴史民俗資料館において頒布する冊子のうち、経年や保存状況等により価値が滅失したものは一定の時期に整理すること。

意 見

社会教育関係団体活動費補助金は、活動に要する経費に対し交付することにより、団体の円滑な運営を図り、もって社会教育の振興を図ることを目的としている。補助の現状においては、対象団体は固定され、長期的に交付し、一部では補助金額以上の繰越金がある団体への交付をしている。公益及び公平性の確保から必要最小限の費用を補助すべきものであり、活動計画や実情を十分検証したうえで本来の目的に照らし、交付額や算定基準のほか対象団体を見直すことも検討していただきたい。